

学術研究における 公的統計の調査票情報の利用促進

令和 5 年 3 月 6 日
総務省政策統括官（統計制度担当）

学術研究における公的統計の調査票情報の利用促進 (第IV期公的統計基本計画期間中 (R5~9年度) における取組 (案))

- 統計調査で集められた情報の二次的な利用は、調査時に想定していない新たな価値創造につながるもの
- 既存の調査票情報の活用は、新たな統計調査の実施を抑制し、報告者負担を軽減するもの

● 特に、学術研究における公的統計の調査票情報の利用には公共性があることから、情報セキュリティを確保しつつ推進

報告者は、公的統計作成目的であり、秘密が保全されることを前提に調査に協力しているが、公共性ある二次的な利用は、報告者の信頼を確保しつつ推進

⇔調査票情報の不適切な取扱い、統計調査を信頼した報告者の権利の侵害(情報漏洩)につながるのみならず、その結果、国民から今後の統計調査への協力を得られなくなり(調査拒否・回収率低下)、調査結果の精度に影響が生ずるおそれ

これまでの取組

- ◎ 調査票情報を利用する研究者に、統計法で適正管理義務、目的外利用禁止、守秘義務を課すとともに、その遵守体制等について統計所管府省で事前審査を行い、以下の条件の下、調査票情報をDVD等で貸与 ⇒年250件程度
 - ・万一の紛失等の事態を想定し、提供されるデータは研究に必要な最小限に限定
 - ・提供されるデータの利用者の範囲を限定
 - ・提供先や提供されたデータで作成した統計は、事後にHPで一元的に国民に公表
- ◎ 個人等が識別できないよう加工した匿名データを作成し(R5年2月現在7調査)、提供(H21~、R元年に提供要件緩和) ⇒年30件程度
- ◎ 研究者が、提供されるデータの範囲を事前に限定しないで探索型の研究を行う場合、利用中のデータの持出しができず、作成した統計の個別情報の識別可能性等の事後審査を行うオンサイト施設(R5年2月現在全国20か所)で提供 ⇒年30件程度

研究者から迅速化の要請
(3~4か月以上要する事例も)

複雑化する社会の課題解決の要請
⇒研究成果の迅速な提供に向け、研究者の競争激化

研究者による調査票情報の不適切な取扱いが、引き続き散見※

研究者から
利便性向上の要請
(場所的・時間的制約の問題等)

※実際の情報漏洩に至った事案は確認されていないが、端末にコピーした調査票情報の消去忘れ、申出者以外の者による利用等の不適切な取扱い事案を確認
←確認された場合、統計所管府省が、事案の内容に応じ、利用停止等措置

第IV期基本計画期間における取組

- ◆ DVD等による調査票情報の貸与の円滑化のため
 - ・統計所管府省の提供手続の進行管理
 - ・提供手続や遅延案件に関する相談対応
 - ・提供に係る審査の標準化・効率化
 - ・提供に必要なリソースの確保などを整備・実施
- ◆ オンサイト施設について、設置数の拡大を含め、一層の充実・利便性向上
- ◆ セキュリティを確保しつつ、研究者が、自身の研究室から調査票情報をオンラインで利用することを可能とする、リモートアクセス方式の実証実験(R5年度)
- ◇ 併せて、EBPMの推進の観点から、各府省・地方公共団体等が調査票情報を二次利用する場合の手続について、更なる迅速化・標準化等を検討

学術研究における公的統計の調査票情報の利用促進 (第Ⅳ期公的統計基本計画期間中 (R5～9年度) における取組 (案))

第Ⅳ期基本計画に関する基本的な考え方

～第Ⅲ期基本計画の実施状況等と第Ⅳ期基本計画の基本的方向性～ (意見) (抄)

(R4年12月27日統計委員会意見から抜粋)

第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備

2 統計利活用の推進基盤の改善・強化を通じた統計の有用性確保・向上

(2) 調査票情報等の提供及び活用

…これを踏まえて、第Ⅳ期基本計画期間においては、調査票情報の利活用に係る安全及び国民の安心確保を図りつつ、こうした学術研究分野からの要請への対応を図っていくため、調査票情報のオンサイト利用やオンサイト施設の更なる充実・利便性向上を図る。また、研究者による調査票情報の一層の柔軟な利活用を可能とし、かつ個々の調査票情報の安全性を確保する方式として、リモートアクセスの実証実験等の検討を行う。

あわせて、調査票情報の提供の手続等の円滑化を図るため、提供に係る進行管理や相談対応の充実、提供に必要なリソースの確保、提供に係る審査の標準化、効率化等を行う。

(3) EBPMの推進・統計の活用の促進

…以上を踏まえて、第Ⅳ期基本計画期間においては、前述の3(1)及び(2)の取組や後述6の取組も含め、各府省は、その行政の実情に対応した形で、EBPMの推進を始めとする統計の利活用の促進のための取組を進める。また、行政機関等に対する調査票情報の提供について、EBPM担当部局からの意見も踏まえつつ、手続の簡素化・迅速化に向けて検討し、結論を得る。さらに、中央統計機構が、そのために必要な技術的な支援を行う、優良事例の横展開を行うなど、取組全体の底上げを図る。